

地方公共団体における環境配慮契約に関するアンケート調査について（案）

1. 調査目的

地方公共団体は、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有することから、地方公共団体が自ら率先して環境配慮契約を推進することは、我が国全体の環境配慮契約への転換を促すことにつながるものと期待される。環境配慮契約法第 4 条¹においても地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となるアンケート調査を実施する。

2. 調査内容

（1）調査対象

すべての地方公共団体（47 都道府県、20 政令指定都市、23 特別区、769 市、746 町、184 村。計 1,742 団体（本年 4 月 1 日現在））を対象に調査を実施する。

（2）調査方法

発送方法：アンケート調査票（紙）の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答（各団体固有の ID 及びパスワードを発行）

¹ 環境配慮契約法第 4 条：「地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする」

(3) 調査項目

アンケート調査項目案及び設問の概要は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 6つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

表 アンケート調査の設問の概要

問番号	設 問	問番号	設 問
問 1	環境配慮契約法の理解度	問 6-3	小型船舶の調達に係る契約状況
問 2	環境配慮契約の進展状況	問 6-4	小型船舶の調達総隻数、環境配慮契約の内訳
問 2-1	環境配慮契約の進展内容 ☆	問 6-5	船舶の調達に係る契約の課題
問 2-2	環境配慮契約に役立つもの	問 7	ESCO 事業に係る契約の取組状況、省エネ工事の実施状況 ☆ *
問 2-3	環境配慮契約の効果	問 7-1	ESCO 事業等に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問 3	契約方針の策定状況	問 7-2	ESCO 事業の対象規模、用途、環境負荷低減効果、光熱水費の縮減効果等
問 3-1	契約方針の策定分野	問 7-3	ESCO 事業に係る契約の課題 ☆
問 3-2	契約方針及び契約実績の公表状況	問 7-4	ESCO の事例の認知度
問 4	電気の供給を受ける契約の取組状況	問 7-5	省エネチューニングの実施検討状況
問 4-1	電気の供給を受ける契約の内容	問 8	建築物の設計に関する契約の取組状況
問 4-2	電気の供給を受ける契約の件数・電力量 (環境配慮契約の内訳)	問 8-1	建築物の設計に関する契約の件数、環境配慮型プロポーザル方式の件数
問 4-3	環境配慮契約以外の契約形態	問 8-2	建築物の設計に関する契約の課題
問 4-4	電気の供給を受ける契約の課題 ☆	問 9	産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法
問 5	自動車の購入等に係る契約の取組状況	問 9-1	収集運搬と中間処理の入札実施方法
問 5-1	自動車の購入等に係る契約の内容	問 9-2	競争入札を採用しない理由
問 5-2	自動車調達台数、環境配慮契約の内訳	問 10	環境配慮契約の課題 ☆
問 5-3	自動車の購入等に係る契約の課題	問 11	環境配慮契約の進展のために国が実施すべき取組 ☆
問 6	船舶の設計の発注、小型船舶の調達	問 11-1	他団体が行っている環境配慮契約の取組状況の必要情報
問 6-1	船舶の設計に係る契約状況	問 11-2	参考にした他団体の取組事例、自らの先進事例
問 6-2	船舶の設計に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳		

☆印 : 選択肢の追加

*印 : 注釈等の追加

□ : 設問の新設・追加又は構成変更

3. 調査設問の修正等について

調査設問については、基本的に 24 年度の設問を継続し、回答傾向を年次把握することとしているが、昨年度の検討状況を踏まえ、以下のとおり修正を加えることを想定している。ただし、平成 24 年度における取組状況に関する調査が中心となることから、産業廃棄物の処理に係る契約については、従前の契約方式、入札手続に関する設問を予定している。

○ 環境配慮契約全般

■ 選択肢の追加：問 2 - 1（環境配慮契約の進展内容）

- 「組織の長（知事、区市町村長等）の環境配慮契約に対する取組意向が高まった」

◇ 選択肢の追加：問 10（阻害要因）

- 「組織の長の環境配慮契約に対する優先順位が、他の環境政策に比べて低い」

○ 「電気の供給を受ける契約」

■ 設問の追加：問 4 - 3（環境配慮契約以外の契約形態）

- 「一般競争入札」、「随意契約」の別について聴取

■ 選択肢の追加：問 4 - 4（阻害要因）

- 「入札公告を行っても新電力の入札参加がない」「現在の随意契約の条件がよいため、一般競争入札に切り替えるメリットがない」

○ 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」

- 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」掲載の総合評価落札方式解説図の挿入

○ 「ESCO 事業に係る契約」

■ 選択肢の追加：問 7（ESCO 実施実績）

- 「省エネに係る工事の実績がある」の追加（複数回答設問に変更）

■ 注釈の追加：問 7（実施実績）、問 7 - 5（省エネチューニング）

- 自らが実施する無償の省エネ対策は含まない旨、追記

■ 設問の追加：問 7 - 2（事業の効果）

- 実施した ESCO 事業の対象施設の用途、規模、事業実施前後のエネルギー消費量等を聴取

■ 設問の追加：問 7 - 4（地方公共団体で取り組まれている多様な ESCO 事例について）

- 小規模バルク方式、防犯灯 LED 化などの認知を聴取

■ 設問構成の変更：問 7 - 5（省エネチューニング）

○ 「産業廃棄物の処理に係る契約」

■ 設問の追加：問 9（契約の発注方法）

- 競争入札の有無等について聴取
- 設問の追加：問 9－1（収集運搬、中間処理の入札方法）
 - 収集運搬と中間処理について、入札を一括に行っているか、別々に行っているか聴取
- 問 9－2（競争入札を採用しない理由）
 - 競争入札を採用しない理由を聴取
- 「他の地方公共団体に関する情報」
 - 設問の追加：問 11－1（他の地方公共団体の取組状況に関する必要情報）、問 11－2（参考にした他の地方公共団体の具体的事例）

なお、アンケート調査票案は、資料 5 別紙参照。

環境配慮契約に関するアンケート調査

本アンケートは、下記のURLにアクセスのうえ、IDとパスワードをご入力いただき、

9月13日（金）までにご回答ください。

◆インターネット調査画面URL：

ID：

パスワード：

- ※ インターネットによるご回答が難しい場合には、本紙に直接ご回答いただきご返送ください。
- ※ 本調査結果は、環境省が施策を進める上での基礎資料となりますので、ぜひご回答くださるようお願い申し上げます。
- ※ **ご回答いただいた内容は、環境省ウェブサイト等にて公開させていただく場合がございます。**
- ※ なお、平成24年度のアンケート結果については下記をご参照ください。

- 平成24年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/09region-03.pdf

- 環境配慮契約法パンフレット（環境配慮契約の考え方、地方公共団体の取組事例の紹介）

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf

- ※ 本調査票は、前年度回答いただいた宛先にお送りしています。宛先に誤りがございましたら、大変お手数ですが「環境配慮契約」等の実施状況を把握されている部署への回送をお願いいたします。また、具体的に数字をお聞きしている設問については、関連部署ご担当とご協力いただきご回答をお願いいたします。

【お問合せ先】（環境省請負先調査担当機関）

◆本調査の目的◆

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下、「環境配慮契約法」という。）は平成19年に施行され、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下、「環境配慮契約」という。）を推進し、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的としています。

環境配慮契約法は、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下、「地方公共団体等」という。）においても、環境配慮契約に取り組むことを努力義務としており、地方公共団体等における環境配慮契約も推進しています。

本調査は、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況を調査し、今後の環境配慮契約の推進策に関する検討の基礎資料とすることを目的として、平成20年度から継続して実施しているものです。

平成25年8月
環境省

問1 貴団体では、「環境配慮契約法」を理解されていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 「環境配慮契約法」の内容を理解している
- 2 「環境配慮契約法」は聞いたことはあるが、内容については理解できていない
- 3 聞いたことがない

問2 環境配慮契約法は施行後5年が経ちましたが、貴団体では**現在**、**24年度**に比べて環境配慮契約の取組は進展していますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 とても進展した
- 2 やや進展した
- 3 あまり進展していない
- 4 ほとんど進展していない
- 5 環境配慮契約に取り組んでいない

「問2」で3～5に回答した方は、p.2の「問3」へお進みください。

「問2」で1、2に回答した方は、引き続き「問2-1」以降にお答えください。

問2-1 環境配慮契約の**現在の**進展内容について、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、「契約類型が増えた」「件数割合が拡大した」場合は、その契約類型についてもお答えください。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 環境配慮契約の契約類型（種類）が増えた 2 環境配慮契約の件数割合が拡大した 3 組織として環境配慮契約の理解が進んだ 4 組織の長（知事、区市町村長等）の環境配慮契約に対する取組意向が高まった 5 担当者・担当部門での環境配慮契約の理解が進んだ 6 環境配慮契約に関する体制が強化された 7 環境配慮契約に関する情報が増えた 8 その他（ ） | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気の供給を受ける契約 2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 3 船舶の調達に係る契約 4 ESCO 事業に係る契約 5 建築物の設計に関する契約 6 その他（具体的に ） |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 電気の供給を受ける契約 2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 3 船舶の調達に係る契約 4 ESCO 事業に係る契約 5 建築物の設計に関する契約 6 その他（具体的に ） | |

問2-2 環境配慮契約の進展に役立ったものについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 国の環境配慮契約法に基づく基本方針 2 環境配慮契約法取組事例データベース 3 環境配慮契約法パンフレット 4 地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル | <ol style="list-style-type: none"> 5 環境配慮契約法基本方針全国説明会 6 他の自治体の例（具体的に ） 7 事業者の営業担当者のアドバイス等 8 その他（具体的に ） 9 特にない |
|--|--|

問2-3 環境配慮契約によって、貴団体ではどのような効果が現れていますか。それぞれ、あてはまるもの一つに○をつけてください。

(それぞれ○は一つ)	実感する	どちらともいえない	実感しない
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	1	2	3
調達総量の削減効果	1	2	3
他の環境負荷低減のための取組等との相乗効果	1	2	3
職員の意識啓発効果	1	2	3
トータルコストの縮減効果	1	2	3
環境配慮型製品・サービスの普及効果	1	2	3
企業(入札参加者)の環境意識の向上	1	2	3

問3 貴団体では、環境配慮契約の種類等を定めた『契約方針※』（温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針）を策定していますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。また、その策定（予定）年度を具体的にご記入ください。

※ 『契約方針』：単独の方針策定以外にも、グリーン購入法調達方針に含める、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムへ位置づける、その他庁内通知書等の公的文書を作成している等の場合も対象に含みます。

- | | | | | | |
|---|------------------------|-----|----------------------|----|------|
| { | 1 策定済み…………… | 平成 | <input type="text"/> | 年度 | 策定 |
| | 2 現時点では未策定だが、今後策定予定…… | 平成 | <input type="text"/> | 年度 | 策定予定 |
| | 3 具体的な策定予定はないが、今後策定したい | } ↓ | | | |
| | 4 現時点では、策定する予定なし | | | | |

「問3」で3、4に回答した方は、p.3の「問4」へお進みください。

「問3」で1、2に回答した方は、引き続き「問3-1」以降にお答えください。

問3-1 『契約方針』を策定している分野について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 電気の供給を受ける契約 | 4 建築物の設計に関する契約 |
| 2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 | 5 船舶の調達に係る契約 |
| 3 ESCO 事業に係る契約 | 6 その他（具体的に |

問3-2 貴団体では、『契約方針』及び『契約実績』を公表していますか。それぞれあてはまるもの一つに○をつけてください。また、「1 公表している」場合、その公表手段についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | | | |
|--------|----------------------|---|----------------|
| 契約方針を、 | 1 公表している | → | 1 環境白書、環境レポート等 |
| | 2 公表を予定している | | 2 広報（行政だより等） |
| | 3 公表していない／公表を予定していない | | 3 貴団体ホームページ※ |
| | | | 4 パンフレット、冊子等 |
| | | | 5 プレスリリース |
| | | | 6 その他（ |
| 契約実績を、 | 1 公表している | → | 1 環境白書、環境レポート等 |
| | 2 公表を予定している | | 2 広報（行政だより等） |
| | 3 公表していない／公表を予定していない | | 3 貴団体ホームページ※ |
| | | | 4 パンフレット、冊子等 |
| | | | 5 プレスリリース |
| | | | 6 その他（ |

※ ホームページにおいて公表されている場合は、以下にURLをご記入ください。

契約方針： http://

契約実績： http://

ここからは環境配慮契約法基本方針に定められた6つの契約類型別の取組についてお聞きします。

「電気の供給を受ける契約」について

国等における電気の供給を受ける契約は、温室効果ガス排出削減の観点から電気事業者の二酸化炭素排出係数等を基に点数を付け、基準の点数を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定しています（裾切り方式）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（4頁）」 http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf

問4 貴団体では、電気の供給を受ける契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる（平成□□年度から）
- 2 一部機関（本庁等）で環境配慮契約に取り組んでいる（平成□□年度から）
- 3 今のところ特に取り組みは行っていないが、今後取り組むことを検討している（平成□□年度から）
- 4 現在のところ、取り組む予定はない
- 5 取り組むことができない※

※ 電力供給会社が限られる場合（2社以下）のほか、契約電力が50kWに満たない施設、賃貸ビル等に入居し電力会社と直接契約していない施設、長期契約期間中（2年目以降）の場合等も含まれます。

「問4」で3、4に回答した方は、p.4の「問4-3」へお進みください。

「問4」で5に回答した方は、p.5の「問5」へお進みください。

「問4」で1、2に回答した方は、引き続き「問4-1」以降にお答えください。

問4-1 貴団体の電気の供給を受ける契約について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 裾切り基準に「地域ごとの二酸化炭素排出係数」を採用
- 2 裾切り基準に「未利用エネルギーの活用状況」を採用
- 3 裾切り基準に「新エネルギーの導入状況」を採用
- 4 裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点評価
- 5 裾切り方式のオプションとして、環境マネジメントシステム認証取得を加点評価
- 6 裾切り方式のオプションとして、環境報告書の発行を加点評価
- 7 裾切り方式のオプションとして、地域での環境活動を加点評価
- 8 独自の評価項目や評価基準を設定し、裾切り方式を採用
(具体的に)
- 9 独自の評価項目や評価基準を設定し、総合評価落札方式を採用
(具体的に)
- 10 その他 (具体的に)

問4-2 電気の供給を受ける契約において、平成24年度に貴団体※が契約した使用電力総量及び環境配慮契約による使用電力量の内数をご記入ください。

※ 本庁舎のほか、貴団体の出先機関等を含めてカウントしてください。

	電気の契約総件数 (環境配慮契約以外の契約を含む)		左記の契約件数のうち 環境配慮契約による 契約件数		使用電力総量 (環境配慮契約以外の契約を含む)		左記の電力総量のうち 環境配慮契約による 使用電力量	
	件	うち	件		kWh	うち	kWh	
平成24年度								

「問4」で3、4に回答した方は、以下の「問4-3」にお答えください。

問4-3 貴団体における、電気の供給を受ける契約（契約電力50kW以上）は、主にどのような形態を取られていますか、最もあてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 一般競争入札に付している
- 2 随意契約を行っている
- 3 その他（具体的に _____）

「問4」で1～4に回答した方は、以下の「問4-4」にお答えください。

問4-4 貴団体が、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

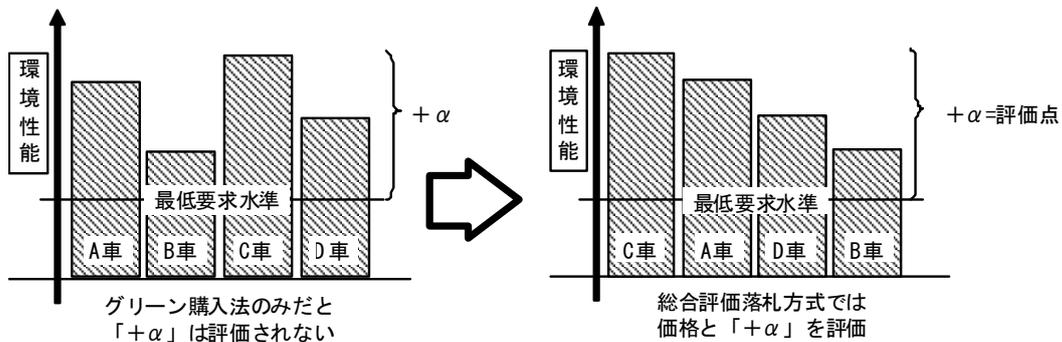
- 1 環境配慮契約の制度自体を理解できていない
- 2 裾切り方式の方法がわからない
- 3 二酸化炭素排出係数などの情報の取得に手間がかかる
- 4 二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい
- 5 調達価格の上昇が懸念される
- 6 電力の安定供給に懸念がある
- 7 入札公告を行っても、「新電力」（特定規模電気事業者：Power Producer and Supplier）の入札参加がない
- 8 現在の随意契約の条件がよいため、一般競争入札に切り替えるメリットがない
- 9 その他（具体的に _____）
- 10 障害は特にない

全ての団体がお答えください。

「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」について

国等における自動車の調達（購入及び賃貸借）に係る契約は、まず①グリーン購入法の基準を満たすことを前提条件（特定調達品目に該当する場合）とし、次いで②環境性能（燃費）と価格の両面から総合的に評価した結果として、最も評価値の高い者を落札者としています（総合評価落札方式）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（6頁）」 http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf



問5 貴団体では、自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる（平成 年度から）
- 2 一部機関（本庁等）で環境配慮契約に取り組んでいる（平成 年度から）
- 3 今のところ特に取り組みは行っていないが、今後取り組むことを検討している（平成 年度から）
- 4 現在のところ、取り組む予定はない

「問5」で3、4に回答した方は、p.6の「問5-3」へお進みください。

「問5」で1、2に回答した方は、引き続き p.5「問5-1」以降にお答えください。

問5-1 貴団体の自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、契約状況にあてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 燃費を評価項目とした総合評価落札方式を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用
(具体的に)
- 3 その他 (具体的に)

問5-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、平成24年度に貴団体が調達した自動車の総数及び環境配慮契約による調達台数をご記入ください。

※ 賃貸借については、「1年程度未満のレンタカー」は除いてご記入ください。

平成24年度	左記の台数（総数）のうち		
	自動車の調達台数（総数） （環境配慮契約以外の契約を含む）	環境配慮契約による <u>購入</u> 台数	環境配慮契約による <u>賃貸借</u> 台数 ※1年程度未満のレンタカーを除く
	台	台	台

全ての団体がお答えください。

問5-3 貴団体が、自動車の購入及び賃貸借に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 環境配慮契約の制度自体が理解できていない
- 2 総合評価落札方式の方法がわからない
- 3 グリーン購入法に基づく取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性が感じられない
- 4 調達初期価格の上昇が懸念される
- 5 総合評価落札方式の実施に当たり、有識者の意見聴取が必要となることから手続等が煩雑である（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 4 項等）
- 6 年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が感じられない
- 7 その他（具体的に ）
- 8 障害は特にない

全ての団体がお答えください。

「船舶の調達に係る契約」について

国等における船舶の調達に係る契約は、①船舶の設計を事業者が発注する場合は、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも環境配慮技術に優れた設計者を選定しています（環境配慮型船舶プロポーザル方式）。②小型船舶を調達する場合は、推進機関の一定の燃料消費率等の要件を定めて、その基準を満たす船舶から価格に基づき購入しています（裾切り設定）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（3頁）」 http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf

問6 貴団体では、船舶の設計を発注する契約、小型船舶の調達に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる（平成□□年度から）
- 2 一部機関（本庁等）で環境配慮契約に取り組んでいる（平成□□年度から）
- 3 今のところ特に取り組みは行っていないが、今後取り組むことを検討している（平成□□年度から）
- 4 現在のところ、取り組む予定はない
- 5 船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない（船舶を用いる事業・部門がない等）

「問6」で3、4に回答した方は、p.8の「問6-5」へお進みください。

「問6」で5に回答した方は、p.9の「問7」へお進みください。

「問6」で1、2に回答した方は、引き続き「問6-1」以降にお答えください。

問6-1 船舶の設計を発注する契約における貴団体の契約状況について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式（技術提案を求めるテーマに温室効果ガスの削減や省エネ船型に関する内容、設計上の工夫等を含む）を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、プロポーザル方式を採用
(具体的に)
- 3 独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用
(具体的に)
- 4 その他（具体的に)

問6-2 船舶の設計を発注する契約において、平成24年度に貴団体が契約した船舶の設計の契約総数及び環境配慮契約による内数をご記入ください。

平成24年度	船舶の設計の契約総数 (環境配慮契約以外の契約を含む)	左記の総契約のうち 環境配慮契約による船舶の設計の契約数	
	件	うち	件

問 6-3 小型船舶の調達に係る契約における貴団体の契約状況についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 国の推奨する裾切り方式（燃料消費率等を評価項目とする）を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、裾切り方式を採用
（具体的に _____ ）
- 3 その他（具体的に _____ ）

問 6-4 小型船舶の調達に係る契約において、平成 24 年度に貴団体が実施した小型船舶の調達総隻数及び環境配慮契約の内隻数をご記入ください。

	小型船舶の発注・調達総隻数 (環境配慮契約以外の契約を含む)	左記の総契約のうち 環境配慮契約による小型船舶の調達隻数
平成 24 年度	隻	うち 隻

「問 6」で 1～4 に回答した方は、以下の「問 6-5」にお答えください。

問 6-5 貴団体が、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が感じられない
- 2 調達の初期価格の上昇が懸念される
- 3 【船舶設計】船舶設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない
- 4 【船舶設計】プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい
- 5 【船舶設計】技術提案の中にどのような環境配慮項目を設定したらよいか、わからない
- 6 【小型船舶】具体的な裾切り要件がわからない
- 7 その他（具体的に _____ ）
- 8 障害は特にない

全ての団体がお答えください。

「省エネルギー改修事業(ESCO 事業)に係る契約」について

ESCO事業は施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進方法として注目されています。国等におけるESCO事業に係る契約は原則、技術提案と共に公示価格を含めて事業者を選定していません（総合評価落札方式）。他にも技術提案に基づき、事業者を選定するケースもあります（プロポーザル方式）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（8頁）」 http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf

問7 貴団体では、ESCO事業（フィージビリティ・スタディを含む）又は省エネに係る工事（ESCO事業以外の設備改修等の工事）を実施した実績*がありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

※ 「省エネに係る工事」は、ESCO事業の定義に当てはまらない設備更新・改修等の省エネに資する工事を指します。運用改善などの自らが行う“無償の省エネ対策”は除きます。

- 1 ESCO事業の実績がある
- 2 省エネに係る工事（ESCO事業以外）の実績がある
- 3 実績がない

「問7」で2に回答した方は、p.10の「問7-3」へお進みください。

「問7」で1、2に回答した方は、引き続き「問7-1」以降にお答えください。

問7-1 ESCO事業に係る契約において、平成24年度に貴団体が実施したESCO事業の実施件数及び環境配慮契約の方式別の件数をご記入ください。

	ESCO事業の実施件数	左記「実施件数」のうちの契約方式別の件数		省エネに係る工事（ESCO以外）
		プロポーザル方式	総合評価落札方式	
平成24年度	件	件	件	件

問7-2 貴団体がこれまでに実施したESCO事業の効果について、具体的な数値をご記入ください。

施設名	用途※	築年数 (年)	事業期間 年月～年月	規模 (㎡)	二酸化炭素排出		一次エネルギー消費量		光熱水費	
					削減率 (%)	削減量 (t-CO2/年)	削減率 (%)	削減量 (GJ/年)	削減率 (%)	削減額 (千円/年)
1			/ ~ /							
2			/ ~ /							
3			/ ~ /							
4			/ ~ /							
5			/ ~ /							
6			/ ~ /							
7			/ ~ /							
8			/ ~ /							
9			/ ~ /							
10			/ ~ /							

※ 「用途」：事務所、ホール、病院、学校、研究施設等、当該施設の用途をご記入ください

全ての団体がお答えください。

問7-3 貴団体が、ESCO事業に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 環境配慮契約の制度自体が理解できていない
- 2 プロポーザル方式の方法がわからない
- 3 プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい
- 4 総合評価落札方式の方法がわからない
- 5 多額の初期投資を予算化することが難しい
- 6 施設の規模が小さく、効果が小さい
- 7 施設管理部門と光熱水費負担部門が異なり、組織間調整が難しい
- 8 庁舎等の改修予定がない
- 9 ESCO 事業の手順が複雑でわからない
- 10 長期に渡る供用計画の立案が難しい
- 11 その他（具体的に _____）
- 12 障害は特にない

問7-4 貴団体では、以下に挙げるESCOの事例をご存知ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。また、他団体で参考に行っている事例があれば、ご記入ください。

- 1 バルク方式：複数の小規模施設を一括発注することで事務軽減、スケールメリット確保が可能
- 2 無料省エネ診断サービスの活用：中小規模の施設を対象とした省エネルギーセンターの無料サービス
- 3 防犯灯 LED 化：省エネ効果が見込まれる照明設備の更新を従来の光熱水費以上の負担なく実施可能
- 4 その他（具体的に _____）

参考にしたことのある他団体の ESCO 事例（具体的に、いくつでもご記入ください）

問7-5 貴団体では、省エネチューニング※をご存知ですか。また、実施あるいは検討はされていますか。それぞれ、あてはまるもの一つに○をつけてください。

※ 省エネチューニング：施設の運用改善によるソフト面での省エネルギーの推進策を指し、建物の使用目的や利用人数等の変化にあわせて動力や照明等の運用改善を図る取組です。施設によっては、規模が小さい、長期の供用計画がたたない等の要因から、設備改修をとまなうハード主体のESCO事業の導入が適当ではないと判断される場合があります、その場合に省エネチューニングが有効となります。

※ 自らが行う“無償の省エネ対策”は除きます。

- 1 「省エネチューニング」の内容を知っている
- 2 「省エネチューニング」は聞いたことはあるが、内容については知らない
- 3 聞いたことがない

「1」の方はこちらをお答えください。

- 1 実施したことがある
- 2 実施を検討したが見送った
(理由を具体的に： _____)
- 3 これから検討する
- 4 検討する予定はない
(理由を具体的に： _____)

「2」「3」の方はこちらをお答えください。

- 1 実施を検討したい
- 2 検討する予定はない
(理由を具体的に： _____)

「産業廃棄物の処理に係る契約」について

国等における産業廃棄物の処理に係る契約は、平成25年度から温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を基に点数を付け、基準の点数を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定しています（据切り方式）。

問9 貴団体の、24年度における産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法として、あてはまるもの一つに○をつけてください。競争入札を行っている契約がある場合、当てはまる場合、具体的な入札件数についてもお答えください。

※ 貴団体が運営する「公立病院」等を含めてお答えください。

- 1 競争入札に付している契約がある ⇒ 具体的な入札件数： _____ 件／年
- 2 競争入札には一件も付していない

「問9」で2に回答した方は、p.12の「問9-2」へお進みください。

「問9」で1に回答した方は、引き続き「問9-1」以降にお答えください。

問9-1 貴団体の産業廃棄物の処理に係る契約について、「収集運搬」と「中間処理」の入札はどのように実施されていますか。最もあてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 「収集運搬」と「中間処理」を、すべて一括入札している
- 2 「収集運搬」と「中間処理」を、一括入札することが多い
- 3 「収集運搬」と「中間処理」を、一括入札と別々に入札する場合はほぼ半々である
- 4 「収集運搬」と「中間処理」を、別々に入札することが多い
- 5 「収集運搬」と「中間処理」を、すべて別々に入札している

全ての団体がお答えください。

問9-2 貴団体の産業廃棄物の処理に係る契約の発注にあたって、競争入札を採用しない理由としてあてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 少額であるため、随意契約を行っている（ _____ 万円以下）
- 2 一般競争入札にした場合、優良な業者を選択できないため適正な処理が実施されないことが懸念される
- 3 競争入札を採用することにより、発注手続き等の事務量の増加が懸念される
- 4 入札参加者が集まらないことが懸念される
- 5 その他（具体的に： _____ ）

問10 貴団体が環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 担当者の環境配慮契約に対する意識が低い
- 2 組織としての環境配慮契約に対する意識が低い
- 3 組織の長（知事、区市町村長等）の環境配慮契約に対する優先順位が、他の環境施策に比べて低い
- 4 環境配慮契約に関する情報が得られない
- 5 環境配慮契約に取り組める契約の種類が少ない
- 6 環境配慮契約に関する方針や指針がない
- 7 環境配慮契約は競争が少なく公平な調達ができない
- 8 環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい
- 9 各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない
- 10 人的余裕がない（グリーン購入で手一杯など）、担当者の負担増
- 11 財政的な余裕がない
- 12 契約手続きの大幅な変更が困難
- 13 環境配慮契約を推進した場合の環境負荷低減効果やメリットがわかりにくい
- 14 環境配慮契約の制度がわかりにくい
- 15 評価基準や評価項目、配点等の基準設定が難しい
- 16 その他（具体的に ）
- 17 阻害要因は特にない

問11 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。国として取り組むべきと考えられるもの全てに○をつけてください。

- 1 国の環境配慮契約法に基づく「基本方針」に関する情報提供
- 2 他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供
- 3 環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催
- 4 「基本方針解説資料」¹のさらなる拡充
- 5 「地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース」²のさらなる拡充
- 6 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」³のさらなる拡充
- 7 環境配慮契約の推進に関する補助制度の制定
- 8 環境配慮契約の推進に関する職員研修の実施
- 9 環境配慮契約の推進に関する地方公共団体向けの会議体の設定・開催
- 10 契約方針の策定に関する雛型の作成・公開
- 11 環境配慮契約の推進に関する標準的な評価算定支援ツール等の整備
- 12 環境配慮契約の推進の義務付け
- 13 環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供
- 14 具体的な手順等に関する相談体制の整備
- 15 表彰制度の導入等、先進的取組を公表・アピールする場づくり
- 16 その他（具体的に)
- 17 特に必要はない

「問11」で2に回答した方は、引き続き「問11-1」にお答えください。

問11-1 他の地方公共団体の環境配慮契約の取組状況に関する情報提供として、具体的にどのような情報が必要とお考えですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 体制づくり、関係部署間での連携等の工夫
- 2 環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式
- 3 環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル
- 4 環境配慮契約を行うための予算措置の工夫
- 5 環境配慮契約に取り組むことによる効果
- 6 その他（具体的に)

全ての団体がお答えください。

問11-2 貴団体ではこれまで、他団体における環境配慮契約の取組事例を参考にされたことはありますか。また、自らの先進的な取組事例はありますか。具体的にご記入ください。

他団体名	参考にした環境配慮契約の内容
貴団体における、他団体の参考となると考えられる環境配慮契約の事例	

¹ 国等が環境配慮契約を実施する際の考え方や事例等を掲載
² 地方公共団体における環境配慮契約方針の策定状況や分野別の取組状況等を紹介
³ 地方公共団体が環境配慮契約に取り組む意義やメリット、実践例等を掲載

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇
 【宛名を差込印刷】

ご記入いただいた方のお問い合わせ先が上記宛名ラベルと異なる場合、以下にご記入ください。

* 地方公共団体コードは、この調査票を送付した際の封筒の宛名ラベル下に記入された5ケタの番号です。

所属部課名		電話番号	- -
ご担当者名		FAX番号	- -
電子メールアドレス	@		
本アンケート回答のご担当者は、昨年度の回答者と同じですか？	1 はい	2 いいえ	
環境配慮契約法基本方針説明会に参加されたことはありますか？	1 はい	2 いいえ	
今年度の説明会（2～3月頃）への出席を希望されますか？	1 希望する	2 希望しない	

環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたらご記入ください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
 ○リサイクル適性の表示：紙へのリサイクル可
 本調査票は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【A ランク】のみを用いて作製しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。